

震災により休業を余儀なくされている

事業主・労働者の方へのお知らせ

事業所が直接的な被害を受けた場合

**事業所が震災による直接的な被害を受けたことにより、
休業を余儀なくされた方は、
離職していなくとも、
雇用保険の失業手当を受給できます。**

事業所が直接的な震災被害を受けたことにより休業した場合や、一時的に離職を余儀なくされたことにより、賃金が支払われない労働者の方は、特例的に雇用保険の失業給付を受給できます。

※ 交通の断絶等により、住所を管轄するハローワークに来所できない場合、お近くのハローワークにご相談ください。

震災により休業を余儀なくされた事業主の方

**震災に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされた事業所の
事業主の方が
労働者に休業についての手当を支払えば、
雇用調整助成金が利用できます。**

震災に伴う経済上の理由で休業を余儀なくされ、休業させている労働者に対し、その休業についての手当を支払う場合、雇用調整助成金の助成を受けることができます。

※ 例えば、以下のような場合に使うことができます。

- ・ 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、来客がない等のため事業活動が縮小した場合
- ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合
- ・ 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合
- ・ 計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合

詳細については、お近くのハローワークや労働局にご相談ください。

(電話でも相談を受け付けております)

東日本大震災に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

災害により休業を余儀なくされた方、または一時的に離職を余儀なくされた方が、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- 事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくとも失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができます。
- 災害救助法の指定地域にある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで失業給付の手続きをすることができます。
(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。)

ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

雇用保険の失業給付を受給している方が、災害のため、「失業の認定日」にやむを得ずハローワークに来所できないときは、電話などでご連絡いただければ、失業の認定日を変更することができます。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、お近くのハローワークや労働局にご相談ください。

労働者の雇用の維持に 雇用調整助成金を活用してください！

東北地方太平洋沖地震の影響(※1、2)により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇いを維持するために休業等を実施した場合、休業手当等の負担相当額の2/3(中小企業の場合は4/5)が助成されます(※3)。

※1 交通手段の途絶により従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客がない場合や、事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能な場合などに助成対象となります。

詳しくはお近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。

※2 事業所の倒壊や生産設備の損壊等地震の直接的な影響によるもの、避難勧告や待避指示など法令上の制限を理由とするものは助成対象となりません。

このような事情による休業中の賃金が支払われていない場合は雇用保険の特例措置が適用され、労働者が実際に離職していなくとも失業手当が支給されます。

※3 1人1日当たり7,505円が上限です。

【支給要件】

- ① 雇用保険の適用事業主であること
- ② 生産量又は売上高などの事業活動を示す指標の最近3ヶ月間の月平均値がその直前又は前年同期に比べ5%以上減少していること(※)

※ 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、長野、新潟の9県の災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、最近3ヶ月ではなく1ヶ月の生産量、売上高等がその直前の1ヶ月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。